

## 令和 8 年度静岡県アボカドマーケティング調査等業務委託仕様書

本仕様書は、静岡県が「令和 8 年度静岡県アボカドマーケティング調査等業務」を受託者に委託するにあたり、必要とする基本的な事項を定める。

### 1 委託業務の目的及び概要

静岡県では、令和 7 年度から「しずおかアボカド産地化プロジェクト」を開始し、本県産アボカドの産地化に向けた栽培研究等の取組を行っている。本事業は、本県産アボカドの産地化や安定的な販路確保を目指し、マーケティング調査及びコンセプト並びに販売方針の作成を行う。

### 2 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

### 3 契約限度額

5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）※限度額を超えたものは失格とする。

### 4 業務内容

次のとおり調査及び分析、整理を行うこと。

#### （1）静岡県産アボカドの流通調査

- ・静岡県内及び首都圏の流通事業者（卸売業者、小売店等）5 者以上を対象に本県産アボカドの流通に必要な条件や、市場ニーズ等を調査すること。
- ・調査先及び調査項目については、県と事前協議の上決定すること。

（調査内容の例）

ア 取引条件（導入意向、品質、食味、規格、価格、供給及び物流等）

イ 販売戦略に関する情報（訴求すべき価値、ブランドイメージ、販売ターゲット、本県産アボカドへの要望や課題等）

#### （2）国内他産地の調査

- ・国産アボカド市場の理解を深め、本県産アボカドのコンセプト及び販売方針の検討に活用するため、他産地の生産及び販売状況を調査すること。調査においては、1 産地以上のヒアリングを実施すること。
- ・調査先及び調査項目については、県と事前協議の上決定すること。

（調査内容の例）

ア ブランド戦略、訴求コンセプト

イ 販売先、価格設定、販促手法、安定供給体制、人気品種

ウ 行政、J A 等の支援体制、成功要因及び課題

#### （3）静岡県産アボカドの商品コンセプト及び販売方針の作成

- ・（1）（2）及び令和 7 年度静岡県アボカドマーケティング調査の結果等をふ

まえ、静岡県産アボカドの特徴及び強みとなり得る要素を整理・検討するとともに、ブランド化に向けた商品コンセプト及び販売方針を作成すること。

#### (4) 調査結果の提出

(1) から (3) で得られた結果に基づく、静岡県産アボカドの商品コンセプト及び販売方針を整理した報告書（詳細版 20 ページ程度及び公表用要旨 1 ページ程度）を提出すること。

#### 5 業務実施報告書の作成

すべての委託業務終了後、業務実施報告書を提出し、県の検査を受けること（終了した委託業務から順次、業務実施報告書の提出を求める場合がある）。

#### 6 成果品の提出

4 (4) で作成した調査結果資料等を紙媒体（A 4 版）を 2 部及び電子媒体（PDF 及び編集可能なデータ（パワーポイント等））を 1 式、静岡県経済産業部農業局農業戦略課に提出する。

#### 7 著作権

本委託業務の中で、作成した著作物については、この契約締結前から受託者が著作権を有するものを除き、県に帰属するものとする。

#### 8 仕様書の記載事項の追加及び変更

この仕様書の記載事項については、県と受託者が協議し双方が了解した場合は、契約書の記載内容に反しないことを前提に、これを修正若しくは追加できるものとする。

#### 9 業務委託費の支払方法

委託業務完了検査合格後、請求書の提出に基づき、県は委託費を受託者に支払う。

#### 10 その他

(1) 契約の履行について不明点がある場合は、事前に県と協議し、これを確定すること。

(2) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに県に連絡すること。

(3) 契約後において県が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、契約の内容を変更することができる。